

## まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、まぐろ類の輸出について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 3 条及び第 5 条に基づく漁獲証明書の発行等に関する手続を定めるものである。

### 2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まぐろ類：くろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ及びめかじき
- (2) 輸出者：まぐろ類を輸出しようとする者
- (3) 証明書発行機関：本要綱に基づき証明書を発行する機関
- (4) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (5) 大西洋：大西洋及び地中海
- (6) 大西洋くろまぐろ：大西洋において漁獲されたくろまぐろ
- (7) I C C A T：大西洋まぐろ類保存国際委員会
- (8) e B C D：I C C A T の電子漁獲証明制度
- (9) 旗国等：大西洋くろまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網若しくは蓄養場が設置された国又は地域
- (10) 手続規程：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）

### 3 証明書の発行対象

本要綱に基づき証明書を発行する対象の水産物は、まぐろ類の魚肉部分とする。

### 4 証明書の種類

本要綱に基づき発行する証明書の種類は、くろまぐろに係る漁獲証明書又は再輸出証明書、みなみまぐろに係る輸出証明書又は再輸出証明書、めばちまぐろに係る統計証明書又は再輸出証明書及びめかじきに係る統計証明書又は再輸出証明書とする。

### 5 証明書発行機関

- (1) くろまぐろについての証明書発行機関は、加工流通課又は別添「くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の発行機関の登録手続要領」に基づく登録を受けた都道府県の部局とする。

- (2) みなみまぐろ、めばちまぐろ及びめかじきについての証明書発行機関は、加工流通課とする。

## 6 証明書の発行

- (1) 次の(2)に規定するもの以外のまぐろ類についての申請

輸出者は、輸出又は再輸出の荷物口ごとに、申請しようとする証明書案を除く(3)のア又はイの①から③に掲げる発行申請に要する添付書類を添付して、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を電子納付するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、手続規程の別紙ZZ-01の3に規定する様式2の委任状を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、委託元の事業者との紐づけの登録を行うこと。

ただし、同システムによる発行が行えない等の不測の事態が生じ、書面又は電子メールによる申請を行う場合にあっては、手続規程第1の1の(2)に基づき別添様式1に収入印紙を貼付したもの及び(3)のア又はイの①から③に掲げる発行申請に要する添付書類を添付し、証明書発行機関に提出するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録が完了している者にあつては農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに提出した委任状の写しを、一元的な輸出証明書発給システムで紐づけ登録をしていない者にあつては別記様式1-7を、それぞれ加工流通課宛てに書面又は電子メールで提出すること。

- (2) 大西洋くろまぐろについての申請

輸出者は、輸出又は再輸出の荷物口ごとに、eBCDシステムにより漁獲証明書案又は再輸出証明書案を作成し、別添様式1に当該証明書案及び(3)のア①から③に掲げる発行申請に要する添付書類を電磁的記録により添付した上で、一元的な輸出証明書発給システムにより申請を行い、同システムにより証明書の発行手数料を電子納付するものとする。なお、輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合は、手続規程別表1のZZ-01の3に規定する様式2の委任状を農林水産省輸出・国際局輸出支援課長宛てに書面又は電子メールで提出し、委託元の事業者との紐づけの登録を行うこと。

ただし、以下のア又はイに該当する場合には、(1)の規定を準用する。

ア 大西洋くろまぐろの旗国等について、I C C A Tの電子漁獲証明制度の運用が停止されている旨、I C C A Tのホームページにおいて公表されている場合

イ 平成28年6月3日以前に漁獲された大西洋くろまぐろに係る申請を行う場合

- (3) 証明書の発行申請に要する添付書類

輸出者は、申請に際しては6に従い、以下の書類を添付して証明書発行機関に対して証明書の発行を申請するものとする。

ア 輸出の場合

- ① 次の対象水産物に係る輸出ごとに、次の別表に定める書類
  - I くろまぐろの輸出 別記1-1
  - II みなみまぐろの輸出 別記1-3
  - III めばちまぐろの輸出及びめかじきの輸出 別記1-5
- ② インボイス（証明書の発行を申請しようとするまぐろ類についての数量、形態、出港地、出港日及び輸出先が確認できるものに限る。）
- ③ 売買関係書類（売り手及び買い手双方の名称、売買を行った年月日及び売買に係る数量が確認できる書類をいい、漁獲者又は生産者から輸出者までに至る間に複数の売買関係がある場合には全ての売買関係についての書類の写しをいう。）

イ 再輸出の場合

- ① 次の対象水産物に係る再輸出ごとに、次の別表に定める書類
  - I くろまぐろの再輸出 別記1-2
  - II みなみまぐろの再輸出 別記1-4
  - III めばちまぐろの再輸出及びめかじきの再輸出 別記1-6
- ② インボイス（証明書の発行を申請しようとするまぐろ類についての数量、形態、出港地、出港日及び輸出先が確認できるものに限る。）
- ③ 売買関係書類（売り手及び買い手双方の名称、売買を行った年月日及び売買に係る数量が確認できる書類をいい、再輸出しようとするまぐろ類を輸入した者から輸出者までに至る間に複数の売買関係がある場合には全ての売買関係についての書類の写しをいう。）

(4) 申請の期限

冷凍品については証明書の交付を希望する日の5開庁日前までに、生鮮品については原則前日までに、それぞれ申請すること。

(5) 証明書の発行要件

申請を受理した証明書発行機関は、遅滞なく、以下の要件全てに適合することを審査し、適合する場合において証明書を発行する。なお、申請内容の確認等に当たり、輸出者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。また、必要に応じ、貨物の状態を確認することができる。

ア 申請書の記載事項の漏れや誤り、申請に必要な書類の不備等がないこと。

イ 対象まぐろ類ごとに別記2に定める確認基準を満たすこと。

(6) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になる等により証明書が不要となった場合には、輸出者は、一元的な輸出証明書発給システムにより当該申請の破棄の申請をすること。

ただし、一元的な輸出証明書発給システム以外の方法で申請した場合におい

ては、当該証明書を返却するとともに様式第4号により、取消願を当該証明書の証明書発行機関に速やかに提出すること。

(7) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者又は当該申請に係るまぐろ類の取引に関与した者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

ウ その他相当の理由があると認められる場合

(8) 証明書発行実績の報告

加工流通課は、証明書発行機関である都道府県に対し、証明書発行件数等について報告を求めることができる。

7 受付時間等

- (1) 加工流通課に書面により申請するときは、以下の住所の窓口において行うものとし、その受付日及び時間は、毎週月曜日から金曜日までの10時から12時までとする。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日）を除くものとする。

〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課 水産物貿易対策室

TEL 03-3501-1961

電子メールにより提出するときは、以下のメールアドレスに申請するものとする。

E-mail: export-certificate@maff.go.jp

- (2) 郵送による証明書の原本の受取を希望する場合には、切手を貼付し、受取人の名前、住所その他の要事項を記入済みの追跡可能な返信用封筒等を事前に証明書発行機関まで送付すること。
- (3) その他の証明書発行機関への受付時間や証明書発行に係る申請の方法については、水産庁及び当該証明書発行機関のホームページにおいて掲載する方法によるものとする。

**附 則**（令和7年4月1日付け6水漁第1925号）

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 平成30年3月31日までに輸入手続を終えたまぐろ類（「輸入公表三の七の（3）に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」（平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号）及び「輸入注意事項15第45号の2の（4）の確認書の発行について」（平成15年10月24日付け15水管第2204号水産庁長官通知）に基づく確認を受けたものをいう。）について、平成30年4月1日以降に証明書の発行に係る輸出をしようとする場合の申請書類については、従前のおりとする。

## まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱 添付一覧

### 別添一覧

- 別添 くらまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の発行機関の登録手続要領
- 様式第1号 くらまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書発行機関の登録申請書
- 様式第1号別添1 Information on Validation of the ICCAT Bluefin Tuna Catch Document(Japan)
- 様式第2号 くらまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書発行機関の登録事項の変更申請書
- 様式第3号 くらまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書発行機関の登録抹消申請書
- 様式第4号 くらまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の取消願

### 別添様式一覧

- 別添様式1 まぐろ類の輸出に係る証明書の発行申請書
- 別添様式2 くらまぐろ漁獲証明書（英語）
- 別添様式3 大西洋まぐろ類保存国際委員会クロマグロ漁獲証明書（英語）
- 別添様式4 くらまぐろ再輸出証明書（英語）
- 別添様式4別紙 くらまぐろ再輸出証明書別紙（英語）
- 別添様式5 みなみまぐろ再輸出証明書（英語）
- 別添様式6 みなみまぐろ漁獲標識番号一覧表
- 別添様式7 めばちまぐろ統計証明書（英語）
- 別添様式8 めばちまぐろ再輸出証明書（英語）
- 別添様式9 めかじき統計証明書（英語）
- 別添様式10 めかじき再輸出証明書（英語）

### 別記一覧

- 別記1-1 くらまぐろの輸出
- 別記1-2 くらまぐろの再輸出
- 別記1-3 みなみまぐろの輸出
- 別記1-4 みなみまぐろの再輸出
- 別記1-5 めばちまぐろの輸出及びめかじきの輸出
- 別記1-6 めばちまぐろの再輸出及びめかじきの再輸出
- 別記1-7 委任状
- 別記2 確認基準

(別添)

## くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の発行機関の登録手続要領

### 1 証明書発行機関の登録

- (1) くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の証明書発行機関としての登録を受けようとする都道府県の部局の長は、様式第1号により、加工流通課長に登録を申請することができる。
- (2) 加工流通課長は、申請を受理したときは、水産庁資源管理部国際課長（本要綱において「国際課長」という。）を通じて、I C C A T事務局に対し様式第1号別添1の記載内容の登録を要請する。
- (3) 加工流通課長は、I C C A T事務局から登録完了の報告を受けたときは、速やかに登録が完了した証明書発行機関名を農林水産省のホームページにおいて公表する。
- (4) (1)の申請を行った都道府県の部局（本要綱において「都道府県担当部局」という。）は、農林水産省のホームページに公表された時点をもって、証明書発行機関として登録されたものとする。

### 2 証明書発行機関が遵守すべき事項

証明書発行機関として登録を受けた都道府県担当部局は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 加工流通課長が、発行件数等に関する報告を求めた場合に報告すること。なお、該当しない場合もその旨報告すること。
- (2) 発行した証明書及び関連文書は、3年間保存すること。
- (3) 上記の事項のほか、証明書の発行に当たっては加工流通課長の指示に従うものとし、証明書の発行に当たり疑義が生じた場合等必要があるときは速やかに加工流通課担当官と協議すること。

### 3 登録内容の変更

- (1) 登録を受けた都道府県担当部局の長は、1の登録内容に変更が生じたときは、変更の都度速やかに、様式第2号により、加工流通課長に変更内容の登録を申請するものとする。
- (2) 加工流通課長は、変更内容の通知を受理したときは、国際課長を通じて、I C C A T事務局に変更内容の登録を要請する。
- (3) 加工流通課長は、I C C A T事務局から変更登録完了の報告を受けたときは、速やかに変更した内容を農林水産省のホームページにおいて公表する。
- (4) (1)の通知を行った都道府県担当部局は、農林水産省のホームページに公表された時点をもって、変更内容の登録が完了されたものとする。

### 4 登録の抹消

- (1) 登録の抹消を申請しようとする都道府県担当部局の長は、様式第3号により、加工流通課長

に登録の抹消を申請することができる。

- (2) 加工流通課長は、登録の抹消の申請を受理したときは、国際課長を通じて、I C C A T事務局に登録の抹消を要請する。
- (3) 加工流通課長は、I C C A T事務局から登録の抹消完了の報告を受けたときは、速やかに農林水産省のホームページにおいて公表された登録内容を抹消する。
- (4) (1) の申請を行った都道府県担当部局は、農林水産省のホームページに公表された登録内容が抹消された時点をもって、証明書発行機関としての登録が抹消されたものとする。

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

都道府県担当部局長

くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書発行機関の登録申請書

「くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の発行機関の登録手続要領」（以下「登録手続要領」という。）の1の（1）に基づき、下記のとおり、証明書発行機関としての登録を申請します。

なお、証明書発行機関として登録されたときは、登録手続要領の2を遵守いたします。

記

1. 証明書の発行を行う機関の名称と連絡先の情報

(名称) :

(住所) :

(電話番号) :

(FAX番号) :

(E-mail アドレス) :

2. 証明書の発行を行う職員の役職名

(1)

(2)

(3)

3. 2. 証明書の発行を行う職員の氏名

2. (1)

2. (2)

2. (3)

4. 公印の印影

5. 証明書の発給体制

6. 輸出に係る証明書の発行実績

7. 本申請に関する都道府県担当部局の名称、担当者の氏名及び連絡先（住所、電話番号、Eメール等）

(様式第 1 号別添 1)

Information on Validation of the ICCAT  
Bluefin Tuna Catch Document (Japan)

1. Name and Contact Information of organization to validate the document

(Name) :

(Address):

(Telephone):

(Fax):

(E-mail):

2. Title of the official to validate the document:

(1)

(2)

(3)

3. Name and Signature of persons occupying the positions as of (date)

2. (1) :

2. (2) :

2. (3) :

4. Governmental Seal

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

都道府県担当部局長

くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書発行機関の登録事項の  
変更申請書

「くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の発行機関の登録手続要  
領」の3の(1)に基づき、下記のとおり、登録事項の変更を申請します。

#### 記

#### 1. 変更事項

2. 本申請に関する都道府県担当部局の担当者（又は担当部署）の氏名（又は名称）及  
び連絡先（住所、電話番号、Eメール等）

(注) 変更後の様式第1号別添1を添付すること。

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

都道府県担当部局長

くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書発行機関の登録抹消申請書

「くろまぐろに係る漁獲証明書及び再輸出証明書の発行機関の登録手続要領」の4の(1)に基づき、下記のとおり、証明書発行機関としての登録の抹消を申請します。

記

1. 登録を受けた機関の名称、住所及び電話番号
2. 本申請に関する都道府県担当部局の担当者（又は担当部署）の氏名（又は名称）及び連絡先（住所、電話番号、Eメール等）

(様式第4号)

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

まぐろ類の証明書発行申請の取消願

まぐろ類の輸出証明書の取扱要綱に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

1. まぐろの種類 ( くろまぐろ ・ みなみまぐろ ・ めばちまぐろ ・ めかじき)
2. 証明書の種類 ( 漁獲証明書 ・ 統計証明書 ・ 輸出証明書 ・ 再輸出証明書)
3. 証明書番号
4. 証明書に記載された輸出日 年 月 日
5. 証明書に記載された輸出重量
6. 証明書が不要となった理由が生じた日 年 月 日
7. 証明書が不要となった理由

(別添様式1)

まぐろ類の輸出に係る証明書の発行申請書

年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者 住 所  
氏 名

下記のまぐろ類について、下記の証明書の発行を申請します。

記

1. まぐろ類の種類

- くろまぐろ
- みなみまぐろ
- めばちまぐろ
- めかじき

2. 証明書の種類

- 漁獲証明書
- 輸出証明書
- 統計証明書
- 再輸出証明書

(記入上の注意)

証明書の発行を申請するまぐろ類の種類及び証明書の種類にレ点を記入すること。

**[別添様式 2]**

1. ICCAT BLUE FINTUNA CATCH DOCUMENT (BCD)		No:			1/2	
2. CATCH INFORMATION						
VESSEL/TRAP						
	NAME OF THE CATCHING VESSEL/TRAP	FLAG/CPC	ICCAT RECORD NO	INDIVIDUAL QUOTA	QUOTA USED FOR THIS BCD	
	NAME OF THE OTHER FISHING VESSELS	FLAG	ICCAT RECORD NO	INDIVIDUAL QUOTA	QUOTA USED FOR THIS BCD	
CATCH DESCRIPTION						
	DATE (ddmmyy)		AREA		GEAR	
	No. of FISH		TOTAL WEIGHT (kg)		AVG WEIGHT (kg)	
	ICCAT RECORD No. of Joint Fishing Operation (if applicable)					
	TAGS No. (if applicable)					
GOVERNMENT VALIDATION						
	NAME OF AUTHORITY				SEAL	
	TITLE					
	SIGNATURE					
	DATE (dd/mm/yy)					
3. TRADE INFORMATION						
PRODUCT DESCRIPTION						
	LIVE WEIGHT (kg)		No. of FISH		ZONE	
EXPORTER/SELLER						
	POINT OF EXPORTATION/DEPARTURE		COMPANY		ADDRESS	
	FARM OF DESTINATION		CPC		ICCAT FFB No.	
	SIGNATURE					
	DATE (dd/mm/yy)					
	TRANSPORTATION DESCRIPTION	(Relevant documentation to be attached)				
GOVERNMENT VALIDATION						
	NAME OF AUTHORITY				SEAL	
	TITLE					
	SIGNATURE					
	DATE (dd/mm/yy)					
IMPORTER/BUYER						
	COMPANY		PT IMPORTATION/DESTINATION (city, country, State)			
	ADDRESS					
	DATE OF SIGNATURE (dd/mm/yy)		SIGNATURE			
	ANNEX (ES): YES / NO (circle one)					
4. TRANSFER INFORMATION						
TOWING VESSEL DESCRIPTION						
	ICCAT TRANSFER DECLARATION No.					
	NAME		FLAG		ICCAT REC No.	
	No. of FISH DEAD DURING TRANSFER				TOTAL WEIGHT OF DEAD FISH (kg)	
	TOWING CAGE DESCRIPTION		CAGE No.			
	ANNEX (ES): YES / NO (circle one)					
5. TRANSHIPMENT INFORMATION						
CARRIER VESSEL DESCRIPTION						
	NAME		FLAG		ICCAT REC No.	
	DATE (ddmmyy)		PORT NAME			PORT STATE
	POSITION (Lat/Long)					
PRODUCT DESCRIPTION (Indicate net weight in kg for each type of product)						
F	RD (kg):	GG (kg):	DR (kg):	FL (kg):	OT (kg):	TOTAL WEIGHT "F" (kg)
FR	RD (kg):	GG (kg):	DR (kg):	FL (kg):	OT (kg):	TOTAL WEIGHT "FR" (kg)
GOVERNMENT VALIDATION						
	NAME OF AUTHORITY				SEAL	
	TITLE					
	SIGNATURE					

DATE						
ANNEX(ES): YES/NO (circle one)						
ICCAT BLUE FIN TUNA CATCH DOCUMENT (BCD)			No:		2/2	
6. FARMING INFORMATION						
FARMING FACILITY DESCRIPTION	NAME	CPC		ICCAT FFB No.		
	NATIONAL SAMPLING PROGRAM? YES or NO (circle one)			LOCATION		
CAGE DESCRIPTION	DATE(ddmmyy)			CAGE No.		
FISH DESCRIPTION	No. of FISH:	TOTAL WT(kg)		AVG WT(kg):		
ICCAT REGIONAL OBSERVER INFORMATION	NAME	TITLE		SIGNATURE		
	SIZE COMPOSITION		<8kg	8 - 30kg	>30kg	
GOVERNMENT VALIDATION						
NAME OF AUTHORITY				SEAL		
TITLE						
SIGNATURE						
DATE(ddmmyy)						
ANNEX(ES): YES/NO (circle one)						
7. HARVESTING INFORMATION						
HARVESTING DESCRIPTION						
DATE(ddmmyy)		No. of FISH	TOTAL ROUND WT(kg)			
AVG. WEIGHT(kg)		TAGS No. (if applicable)				
ICCAT REGIONAL OBSERVER INFORMATION	NAME	TITLE		SIGNATURE		
GOVERNMENT VALIDATION						
NAME OF AUTHORITY				SEAL		
TITLE						
SIGNATURE						
DATE(ddmmyy)						
ANNEX(ES): YES/NO (circle one)						
8. TRADE INFORMATION						
PRODUCT DESCRIPTION (Indicate net weight in kg for each type of product)						
F	RD (kg):	GG (kg):	DR (kg):	FL (kg):	OT (kg):	TOTAL WEIGHT "F" (kg)
FR	RD (kg):	GG (kg):	DR (kg):	FL (kg):	OT (kg):	TOTAL WEIGHT "FR" (kg)
EXPORTER/SELLER						
PT OF EXPORT/ DEPARTURE		COMPANY		ADDRESS		
STATE OF DESTINATION						
SIGNATURE						
DATE(ddmmyy)						
TRANSPORTATION DESCRIPTION		(Relevant documentation to be attached)				
GOVERNMENT VALIDATION						
NAME OF AUTHORITY				SEAL		
TITLE						
SIGNATURE						
DATE(ddmmyy)						
ANNEX(ES): YES/NO (circle one)						
IMPORTER/BUYER						
COMPANY		PT IMPORTATION/DESTINATION (city, country, State)				
ADDRESS						
DATE(ddmmyy)		SIGNATURE				
ANNEX(ES): YES/NO (circle one)						

## くろまぐろ漁獲証明書記入要領

くろまぐろの魚肉以外の部分（頭、目、卵、内臓及び尾）の輸入は、漁獲証明書がなくても認められます。漁獲証明書の記入にあたっては、ICCAT の公式言語（英語、フランス語又はスペイン語）を使用する。

### 1 文書番号欄

① 漁船の旗国若しくは地域又は定置網が設置された国若しくは地域（本記入要領において「旗国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した機関（本記入要領において「政府職員等」という。）は、少なくとも8桁の数字（2桁は漁獲年とする。）及びICCAT 加盟国コード又はISO コードを組み合わせた文書番号を付す。

（例）CA-09-123456（CA はカナダの略）

② 分割した貨物又は加工品の輸入である場合には、漁獲証明書の原本を複写し、当該写しに、漁獲証明書の文書番号に2桁の数字を補った番号を付す。

（例）CA-09-123456-01, CA-09-123456-02, CA-09-123456-03 等

③ 番号は連続していること、かつ、印字されていることが望ましい。発行された漁獲証明書の通し番号は、漁船の船長・船主又は定置網漁業者の名義とともに記録する。

④ グループ漁獲証明書を作成する場合は、蓄養業者又は蓄養業者が権限を委譲した代理人は、蓄養場がある加盟国等に新しい漁獲証明書番号を要求する。グループ漁獲証明書の番号末尾には、「G」を付す。

（例）CA-09-123456-G

注）くろまぐろが、同じ日に、蓄養場の生け簀に全て活け込まれる場合は、当該くろまぐろの漁獲が次に掲げる条件のいずれかを満たすならば、関連する漁獲証明書は、新しい漁獲証明書番号を付したグループ漁獲証明書としてまとめることができる。

1) 同じ船によって複数の日に行われた漁獲であること

2) 同じ共同操業によって行われた漁獲であること

グループ漁獲証明書は、全ての関連するオリジナルの漁獲証明書に置き換えられ、全ての関連する漁獲証明書番号のリストを添付しなければならない。旗国等の政府職員等は、要請すれば、関連する漁獲証明書のコピーを入手することができる。

### 2 漁獲情報欄

① この欄は、すべてのくろまぐろの漁獲に適用される。

② 漁船の船長・船主、定置網漁業者、漁船の船長・船主若しくは定置網漁業者が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が、責任をもって、漁獲情報欄を記入する。

③ 漁獲情報欄は、遅くとも、移送、転載又は水揚げ作業が終了するまでに記入する。

④ 異なる旗国等の船による共同操業の場合は、船の旗国等ごとに一つの漁獲証明書を作成する。この場合は、それぞれの漁獲証明書の船/定置網情報欄には実際に漁獲した漁船及び共同操業に参加したその他の船に関する情報を記入し、漁獲情報欄には、船の旗国等ごとに定められた共同操業の配分率に応じた漁獲情報を記入する。

⑤ 一つの旗国等の船で形成された一つの共同操業による漁獲の場合は、実際に漁獲した漁船の船長・船主、実際に漁獲した漁船の船長・船主が権限を委譲した代理人又はその旗国等の政府職員等が、その共同操業に参加した全ての船を代表して漁獲証明書を記入する。

⑥ 漁船/定置網：実際に漁獲した漁船の名前のリストを記入する。

⑦ その他の船：共同操業に参加したその他の船のリストを記入する。

⑧ 旗国：漁船の旗国若しくは地域又は定置網が設置された国若しくは地域を記入する。

⑨ ICCAT 登録番号：ICCAT 条約水域でくろまぐろを漁獲する権限を有する漁船又は定置網に付されたICCAT 番号を記入する。ただし、くろまぐろが混獲された場合を除く。共同操業の場合は、実際に漁獲した漁船及び共同操業に参加したその他の船のICCAT 登録番号及び隻数のリストを記入する。

⑩ 個別割当：それぞれの船に与えられた個別割当総量を記入する。

⑪ 本漁獲証明書に対する割当使用量：本漁獲証明書における漁獲量を記入する。

⑫ 漁具：漁具のコードは以下のとおり。

BB Baitboat（餌釣り船）

GILL Gillnet（刺網）

HAND Handline（手釣）

HARP Harpoon（鉞）

LL	Longline (はえ縄)
MWT	Mid-water trawl (中層船曳き網)
PS	Purse seine (旋網)
RR	Rod and reel (リール付竿釣)
SPHL	Sport handline (スポーツ手釣)
SPOR	Sport fisheries unclassified (その他スポーツフィッシング)
SURF	Surface fisheries unclassified (その他表層漁業)
TL	Tended line (かかり釣)
TRAP	Trap (定置網)
TROL	Troll (引き網)
UNCL	Unspecified methods (不特定の漁法)
OT	Other Type (その他)

- ⑬ くろまぐろ尾数：一つの旗国等の船で形成される共同操業の場合は、当該操業によって漁獲されたくろまぐろの総尾数を記入する。異なる旗国等の船による共同操業の場合は、船の旗国等ごとに定められた配分率に応じたくろまぐろの尾数を記入する。
- ⑭ 全重量：丸の状態の重量をキログラムで記入する。丸の状態の重量を使わない場合は、製品形態（例えば GG（えらはら抜き））を記入する。異なる旗国等の船による共同操業の場合は、船の旗国等ごとに定められた配分率に応じた丸の重量を記入する。
- ⑮ 漁獲海域：地中海、西大西洋、東大西洋、太平洋の別に記入する。
- ⑯ タグ番号：タグ制度を導入している場合に記入する。
- ⑰ くろまぐろがICCAT 勧告に従ってタグ付けされている場合を除き、旗国等の政府職員等が、責任をもって、漁獲情報欄の認証を行う。

### 3 活魚取引情報欄

- ① この欄は、生きていくろまぐろの取引である場合のみ、適用される。
- ② 漁船の船長・船主、漁船の船長・船主が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が、責任をもって、活魚取引情報欄を記入する。一つの旗国等の船で形成された共同操業の場合は、実際に漁獲した漁船の船長・船主、実際に漁獲した漁船の船長・船主が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が、責任をもって記入する。
- ③ 活魚取引情報欄は、最初の移送作業（すなわち漁船の網から輸送用いけすへの移送）の前に記入する。
- ④ 移送作業の間にくろまぐろが死亡し、国内取引又は輸出される場合は、漁獲証明書の原本（漁獲情報欄が記入されているもの）を複写し、漁船の船長・船主、漁船の船長・船主が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が、複写した当該漁獲証明書の取引情報欄を記入し、国内の買い入れ業者又は輸入業者に手交する。漁獲証明書の写しは認証されることにより、それが有効な写しであることが保証される。認証がなければ、いかなる漁獲証明書の写しも無効である。
- ⑤ 漁獲海域：地中海、西大西洋、東大西洋、太平洋の別で、移送場所を記入する。
- ⑥ 輸出／出発地点：くろまぐろが移送された漁業水域が位置するICCAT加盟国等の国若しくは地域名又はhigh sea（洋上）を記入する。
- ⑦ 輸送記述欄：くろまぐろの取引を証するすべての関連文書を添付する。
- ⑧ 漁獲情報欄が未記入の場合、旗国等の政府職員等は、その文書の認証を行わない。

### 4 移送情報欄

- ① この欄は、生きていくろまぐろである場合のみ適用される。
- ② 漁船の船長・船主、漁船の船長・船主が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が、責任をもって、移送情報欄を記入する。一つの旗国等の船で形成された共同操業の場合は、実際に漁獲した漁船の船長・船主、実際に漁獲した漁船の船長・船主が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が責任をもって記入する。
- ③ 移送情報欄は、遅くとも最初の移送作業（すなわち漁船の網から輸送用いけすへのくろまぐろの移送）が終了するまでに記入する。
- ④ 移送作業終了後、漁船の船長・船主（一つの旗国等の船で形成される共同操業の場合、実際に漁獲した漁船の船長・船主）は、漁獲証明書（漁獲情報欄、活魚取引情報欄及び移送情報欄が記入及び認証されているもの）を曳航船の船長に提供する。
- ⑤ 蓄養場への輸送（輸送用いけすから別の輸送用いけすへの生きていくろまぐろの移送、輸送用いけすから補助船への死亡したくろまぐろの移送を含む。）の間、記入された漁獲証明書はくろまぐろに添付する。

- ⑥ 移送作業の間にくろまぐろが死亡し、国内取引又は輸出される場合は、漁獲証明書の原本（漁獲情報欄、活魚取引情報欄及び移送情報欄が記入及び認証されているもの）を複製し、国内販売業者若しくは輸出業者、国内販売業者若しくは輸出業者が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が、複製した当該漁獲証明書の取引情報欄を記入し、国内の買い入れ業者又は輸入業者に手交する。漁獲証明書の写しは認証されることにより、それが有効な写しであることが保証される。認証がなければ、いかなる漁獲証明書の写しも無効である。
- ⑦ 移送中に死亡したくろまぐろの尾数欄／死亡したくろまぐろの全重量欄：曳航船の船長が記入する（制度を導入している場合に限る。）。
- ⑧ いけす番号：曳航船が複数のいけすを備えている場合、すべてのいけす番号を記入する。
- ⑨ この欄については、認証の必要はない。

## 5 転載情報欄

- ① この欄は、死亡したくろまぐろである場合のみ適用される。
- ② 転載した漁船の船長・船主、転載した漁船の船長・船主が権限を委譲した代理人又は旗国等の政府職員等が、責任をもって、転載情報欄を記入する。
- ③ 転載情報欄は、転載作業が終了するまでに記入する。
- ④ 日付：転載した日付を記入する。
- ⑤ 漁港名：転載した指定漁港の名前を記入する。
- ⑥ 漁港地域：転載した指定漁港が位置するICCAT 加盟国等国又は地域名を記入する。
- ⑦ 旗国等の政府職員等は、漁獲情報欄が未記入又は未認証の文書の認証は行わない。

## 6 蓄養情報欄

- ① この欄は、活け込みした生きていくろまぐろである場合のみに適用される。
- ② 曳航船の船長は、くろまぐろのいけすへの活け込み時に、蓄養業者に漁業証明書（漁獲情報欄、活魚取引情報欄及び移送情報欄が記入及び認証されているもの）を提供しなければならない。
- ③ 蓄養業者、蓄養業者が権限を委譲した代理人又は蓄養場を設置している国又は地域等（本記入要領において「蓄養国等」という。）の政府職員等が、責任をもって、蓄養情報欄を記入する。
- ④ 蓄養情報欄は、いけすへの活け込み作業が終了するまでに記入する。
- ⑤ いけす番号：すべてのいけす番号を記入する。
- ⑥ ICCAT 地域オブザーバー情報：オブザーバーの名前、ICCAT 番号を記入し、オブザーバーが署名する。
- ⑦ 蓄養国等の政府職員等は、責任をもって、蓄養情報欄の認証を行う。
- ⑧ 蓄養国等の政府職員等は、漁獲情報欄、活魚取引情報欄及び転載情報欄が未記入又は未認証である漁獲証明書は、認証しない。

## 7 収獲情報欄

- ① この欄は、死亡した蓄養のくろまぐろである場合にのみ適用される。
- ② 蓄養業者、蓄養業者から権限を委譲された代理人又は蓄養国等の政府職員等が、責任をもって、蓄養場からの収獲情報欄を記入する。
- ③ 収獲情報欄は、収獲作業が終了するまでに記入する。
- ④ タグ番号：タグ制度が導入されている場合に限り記入する。
- ⑤ ICCAT 地域オブザーバー情報：オブザーバーの名前、ICCAT 番号を記入し、オブザーバーが署名する。
- ⑥ 蓄養国等の政府職員等が、責任をもって、収獲情報欄の認証を行う。
- ⑦ 蓄養国等の政府職員等は、漁獲情報欄、活魚取引情報欄及び蓄養情報欄が未記入又は未認証である漁獲証明書は、認証しない。

## 8 取引情報欄

- ① この欄は、死亡したくろまぐろである場合にのみ適用される。
- ② 国内販売業者若しくは輸出業者、国内販売業者若しくは輸出業者が権限を委譲した代理人又は国内販売業者若しくは輸出業者の国又は地域の政府職員等が、責任をもって、取引情報欄を記入する。
- ③ 取引情報欄は、くろまぐろが国内取引又は輸出される前までに記入する。
- ④ 移送記述欄：くろまぐろの取引を証するすべての関連文書を添付する。
- ⑤ ICCAT 勧告に従ってタグ付けされている場合を除き、国内販売業者若しくは輸出業者の国又は地域の政府職員等が、責任をもって、取引情報欄の認証を行う。
- ⑥ 1枚の漁獲証明書から複数の国内取引又は輸出が生じる場合は、国内販売業者若しくは輸出業者の国又は地域

の政府職員等が漁獲証明書の原本の写しを認証することにより、その写しが漁獲証明書の原本として認められる。漁獲証明書の写しは認証されることにより、それが有効な写しであることが保証され、関係する旗国等の政府職員等により記録される。認証がなければ、いかなる漁獲証明書の写しも無効である。

- (注) 1 再輸出の場合には、再輸出証明書によつてくろまぐろの動きを追跡しなければならない。また、再輸出証明書は漁獲証明書の文書番号を通じて、漁獲証明書の漁獲情報と関連づけなければならない。
- 2 タグ制度を導入している旗国等に漁獲されたくろまぐろ（死亡したくろまぐろに限る。）が別の国に輸出された後、更に別の国又は地域に再輸出される場合、再輸出証明書に添付されている漁獲証明書は、認証の必要はないが、再輸出証明書は認証されなければならない。
- 3 輸入した後、くろまぐろがいくつかの部分に分けられた後輸出される場合には、当該くろまぐろを再輸出する国又は地域の政府職員等は、再輸出される当該くろまぐろについて、漁獲証明書が添付され輸入されたくろまぐろの一部であることを確認しなければならない。

(別添様式3)

ICCAT BLUEFIN TUNA CATCH DOCUMENT FORM  
大西洋まぐろ類保存国際委員会クロマグロ漁獲証明書様式

DOC. #  
証明書番号

This form is for the Bluefin tuna production in the Pacific Ocean (including the adjacent seas)

この様式は太平洋で生産されたもの専用の様式です。

<b>CATCH INFORMATION</b> 漁獲情報	<b>VESSEL NAME</b> 漁船名	<b>FLAG</b> 旗国名	<b>JAPAN</b> 日本	<b>ICCAT RECORD NO.</b> ICCAT登録番号
----------------------------------	---------------------------	--------------------	--------------------	--------------------------------------

**CATCH DESCRIPTION**  
漁獲の詳細

<b>DATE(ddmmyy)</b> 日付(日月年)	<b>AREA</b> 漁獲水域	<b>GEAR</b> 漁具	<b>NO. FISH</b> 魚の数	<b>TOTAL WT(Kg)</b> 全重量(kg)	<b>AVG WT(Kg)</b> 平均重量(kg)	<b>TAG NO.</b> タグの番号
	<b>Pacific</b>					

**TRADE INFORMATION(貿易情報)**

**PRODUCT DESCRIPTION**  
製品情報

<b>F / FR</b> 生鮮/冷凍	<b>RD / GG / DR / FL / OT</b> 丸/エラ腹抜き/ドレス/フィレ/その他	<b>NET WEIGHT(KG)</b> 製品純重量(kg)

F = Fresh, FR = Frozen, RD = Round, GG = Gilled and Gutted, DR = Dressed, FL = Fillet,

OT = Other, Describe the type of product: \_\_\_\_\_

その他について、具体的な製品形態を記入してください。

<b>EXPORTER/SELLER</b> 輸出者/販売者	<b>PT OF EXPORT/DEPARTURE</b> 輸出地/出発地	<b>COMPANY NAME AND ADDRESS</b> 会社名及び住所	
	<b>STATE OF DESTINATION</b> 仕向地(地域、国)		
	<b>SIGNATURE</b> 署名		<b>DATE</b> 日付

**TRANSPORTATION DESCRIPTION (relevant information to be attached)**  
輸送方法(BL等を添付)

<b>GOVT VALIDATION</b> 政府認証	<b>NAME OF AUTHORITY, SIGNATORY AND TITLE</b> 機関名、署名者名及び役職		<b>SEAL(公印)</b>
	<b>SIGNATURE</b> 署名	<b>DATE</b> 日付	
<b>IMPORTER/BUYER</b> 輸入者/購入者	<b>PT OF IMPORT/DESTINATION</b> 輸入地/目的地	<b>COMPANY NAME AND ADDRESS</b> 会社名及び住所	
	<b>SIGNATURE</b> 署名		

## くろまぐろ漁獲証明書記入要領

2007年のICCAT勧告に従い、我が国から輸出されるくろまぐろには、くろまぐろ漁獲証明書（本記入要領において「漁獲証明書」という。）の添付が義務づけられます。また、くろまぐろを輸出しようとする輸出業者は、漁獲証明書の該当個所を記入することが要求されます。完全に記載され、かつ、有効な漁獲証明書が添付されたくろまぐろのみが政府職員の確認を得ることができます。なお、当該漁獲証明書は我が国の漁船が太平洋海域において漁獲したくろまぐろ、又は、日本で養殖又は完全養殖されたくろまぐろにのみ適用されます。

この記入要領に従って漁獲証明書の必要な欄に記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、漁獲証明書に英訳を記入してください。なお、くろまぐろの魚肉以外の部分（頭、目、卵、内臓、尾等）の輸出の場合にあつては、くろまぐろ漁獲証明書は必要ありません。

### 記 入 要 領

証明書番号 (DOCUMENT NUMBER) :

この欄は、漁獲証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたものであり、記入の必要はない。

漁獲情報 (CATCH INFORMATION) :

輸出対象が、我が国の漁船が太平洋海域において漁獲した、又は、日本で養殖（我が国周辺で漁獲したくろまぐろを育成する場合に限る）又は完全養殖されたくろまぐろであることを条件に、「漁船名 (VESSEL NAME)」及び「全重量 (TOTAL WT)」以外の項目に記入の必要はない。

(1) 漁船名 (VESSEL NAME)

・天然の場合:漁獲した漁船名を英語表記で記入すること。なお、複数船での漁獲については、様式枠に入る範囲ですべて記入することとし、様式枠に入りきれない場合は、後ろに「etc」と明記すること。

・養殖の場合（完全養殖も含む）:漁船名を記入する必要はないものの、空欄とはせず、必ず「—」と明記すること。

(2) 「全重量 (TOTAL WT)」

・天然、養殖いずれの場合も、水揚げ時の丸の状態（エラ腹抜きでも可）の全重量をキログラムで記入すること。

貿易情報 (TRADE INFORMATION) :

(1) 製品情報 (PRODUCT DESCRIPTION)

当該貨物のくろまぐろの製品形態を生鮮(F)、冷凍(FR)別に、丸(RD)、エラ腹抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)、その他(OT)に区分すること。「その他」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

当該貨物のくろまぐろの製品純重量(Net Weight)をキログラムで記入すること。

(2) 輸出者/販売者 (EXPORTER/SELLER)

当該貨物のくろまぐろの輸出地（出発地）(PT OF EXPORT/DEPARTURE)、仕向け地（地域、国）(STATE OF DESTINATION)、会社名(Name)及び住所(Address)、署名(Signature)、署名した日付(Date)を記入すること。

(3) 輸送方法 (TRANSPORTATION DESCRIPTION)

当該貨物のくろまぐろの輸送方法（空輸等）を記入すること。

(4) 政府認証 (GOVT VALIDATION)

政府により記入されるため、記入の必要はない。

(5) 輸入者/購入者 (IMPORTER/BUYER)

輸入業者が記入するため、記入の必要はない。

[別添様式4]

<u>DOCUMENT NUMBER</u>	<u>ICCAT BLUEFIN TUNA RE-EXPORT CERTIFICATE</u>
------------------------	---

**RE-EXPORT SECTION:**  
**1. RE-EXPORTING COUNTRY/ENTITY/FISHING ENTITY**

**2. POINT OF RE-EXPORT :**  
**AND**  
**STATE OF DESTINATION :**

**3. DESCRIPTION OF IMPORTED BLUEFIN TUNA**

	<u>Product Type</u> F/FR RD/GG/DR/FL/OT	<u>Net Weight</u> (kg)	<u>Flag CPC</u>	<u>Date of Import</u>	<u>BCD No.</u>

**4. DESCRIPTION OF BLUEFIN TUNA FOR RE-EXPORT**

	<u>Product Type</u> F/FR RD/GG/DR/FL/OT	<u>Net Weight</u> (kg)	<u>Corresponding BCD Number</u>

F=Fresh, FR=Frozen, RD=Round, GG=Gilled & Gutted, DR=Dressed, FL=Fillet,  
 OT=Other-- (Describe the type of product; \_\_\_\_\_.)

**5. RE-EXPORTER STATEMENT ;**  
 I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name                      Address                                      Signature                                      Date

**6. GOVERNMENT VALIDATION ;**  
 I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name & Title                                      Signature                                      Date                                      Government Seal

**IMPORT SECTION**  
**7. IMPORTER CERTIFICATION:**  
 I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Importer Certification

Name                      Address                                      Signature                                      Date

Final Point of Import: City \_\_\_\_\_ State/Province \_\_\_\_\_ CPC \_\_\_\_\_

Note : If a language other than English is used in completing this form , please add the English translation on this document.

## くろまぐろ再輸出証明書記入要領

ICCAT勧告に従い、再輸出（くろまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域（本記入要領において「旗国等」という。）からの輸出後に、国又は地域（保税地域を除く。）を経由することをいう。）されたくろまぐろを我が国に輸入する取扱業者は、最後に経由した国又は地域（本記入要領において「最終経由国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（本記入要領において「政府職員等」という。）により認証されたくろまぐろ再輸出証明書（本記入要領において「再輸出証明書」という。）等の添付が義務づけられ、当該勧告に基づき、完全に記載され、かつ、有効な再輸出証明書及び当該貨物が最終経由国等に輸入された際に添付されていたくろまぐろ漁獲証明書（本記入要領において「漁獲証明書」という。）の写しであって最終経由国等の政府職員等により確認されたものが添付されたくろまぐろのみ我が国への輸入を認められます。

また、経由した国又は地域（本記入要領において「経由国等」という。）が複数存する場合には、漁獲証明書の写し及び再輸出証明書の写しであって、経由する各経由国等の政府職員等が確認したものの添付が必要とされています。

適切でない再輸出証明書等が添付された貨物は、ICCATのくろまぐろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な再輸出証明書等が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、再輸出証明書の紛失、不完全な記載、政府職員等による認証がなされていない等の無効な再輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

このため、この記入要領に従って再輸出証明書を記入し、かつ、必要な記載及び政府職員等の認証を受けていることを確認してください。

(注) 1 記入にあたってICCATの公式言語（英語、フランス語又はスペイン語）以外の言語を用いる場合は、英訳を添付してください。

2 くろまぐろの魚肉以外の部分（頭、目、卵、内蔵及び尾）の輸入は、再輸出証明書がなくても認められます。

## 記 入 要 領

### 文書番号欄：

最終経由国等の政府職員等が、国又は地域別コード付きの番号を記入する。

#### 1. 再輸出国又は地域

最終経由国等の名前を記入する。

#### 2. 再積み出し地

再輸出のためにくろまぐろを積み出した地点（市町村名、州・県名、国名）を記入する。

#### 3. 輸入されたくろまぐろに関する記述

##### ① 製品形態：

「F/FR（生鮮又は冷凍）」の別に、「RD（丸）、GG（えらはら抜き）、DR（ドレス）、FL（フィレ）、OT（その他）」の区分を記入し、OT（その他）の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

##### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入する。

##### ③ 旗国又は地域：

当該貨物を漁獲した漁船の旗国若しくは地域又は定置網が設置された国若しくは地域の名前を記入する。

##### ④ 輸入日：

最終経由国等に輸入された日付を記入する。

##### ⑤ 漁獲証明書番号：

漁獲証明書の文書番号を記入する。

#### 4. 再輸出されるくろまぐろに関する記述

##### ① 製品形態：

「F/FR（生鮮又は冷凍）」の別に、「RD（丸）、GG（えらはら抜き）、DR（ドレス）、FL（フィレ）、OT（その他）」の区分を記入し、OT（その他）の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

##### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入する。

##### ③ 漁獲証明書番号：

漁獲証明書の文書番号を記入する。

##### ④ 仕向先：

仕向先の国又は地域の名称を記入する。

5. 再輸出業者証明

くろまぐろを再輸出する者の会社名、住所、署名及び再輸出した日付を記入する。

6. 政府認証

最終経由国等の政府職員等によって認証されていること。

7. 輸入者証明

- ① 再輸出されたくろまぐろを輸入する者の会社名、住所、署名、輸入した日付及び最終輸入地を記入する。
- ② 生鮮・冷蔵くろまぐろの場合、輸入者の署名欄は、通関業務代行業者が輸入者から署名の権限を適切に委譲されている場合は、通関業務代行業者が輸入者に代わって署名できる。



## くろまぐろ再輸出証明書別紙記入要領

### 文書番号欄：

最終経由国等の政府職員等が、国又は地域別コード付きの番号を記入する。

### 3. 輸入されたくろまぐろに関する記述

#### ① 製品形態：

「F/FR(生鮮又は冷凍)」の別に、「RD(丸)、GG(えらはら抜き)、DR(ドレス)、FL(フィレ)、OT(その他)」の区分を記入し、OT(その他)の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入する。

#### ③ 旗国又は地域：

当該貨物を漁獲した漁船の旗国若しくは地域又は定置網が設置された国若しくは地域の名前を記入する。

#### ④ 輸入日：

最終経由国等に輸入された日付を記入する。

#### ⑤ 漁獲証明書番号：

漁獲証明書の文書番号を記入する。

### 4. 再輸出されるくろまぐろに関する記述

#### ① 製品形態：

「F/FR(生鮮又は冷凍)」の別に、「RD(丸)、GG(えらはら抜き)、DR(ドレス)、FL(フィレ)、OT(その他)」の区分を記入し、OT(その他)の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入する。

#### ③ 漁獲証明書番号：

漁獲証明書の文書番号を記入する。

#### ④ 仕向先：

仕向先の国又は地域の名称を記入する。

### 5. 再輸出業者証明

くろまぐろを再輸出する者の会社名、住所、署名及び再輸出した日付を記入する。

### 6. 政府認証

最終経由国等の政府職員等によって認証されていること。

(別添様式5)



Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

RE-EXPORT/EXPORT AFTER LANDING OF DOMESTIC PRODUCT FORM Catch Documentation Scheme

Document Number

RE-JP- -

Re-Export Or Export after Landing of Domestic Product (tick only one)

Within this form, the term "Export" includes both exports and re-exports

Full Shipment Or Partial Shipment (tick only one)

From Number of Preceding Document (Catch Monitoring Form, or Re-Export/Export After Landing of Domestic Product)

EXPORT SECTION

Exporting State/Fishing Entity Point of Export City State or Province State/Fishing Entity

Name of Processing Establishment (if applicable) Address of Processing Establishment (if applicable)

Catch Tagging Form Document Numbers (if applicable)

Table with 4 columns: Flag State/Fishing Entity, Date of previous Import/Landing, Product, Type, Weight(kg), Total Number of whole Fish (including RD, GG, or DR)

Table with 4 columns: Product, Type, Weight(kg), Total Number of whole Fish (including RD, GG, or DR)

\*For Other(OT): Describe the type of product

\*For Other(OT): Describe the type of product

Destination (State/Fishing Entity)

Certification by Exporter: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief. Name Signature Date Licence No./Company Name

Validation by Authority: I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief. Name and Title Signature Date OFFICIAL SEAL

IMPORT SECTION

Final Point of Import City State or Province State/Fishing Entity

Certification by Importer: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief. Name Address Signature Date

NOTE: The organization/person which validates the Export section shall verify the copy of the original CCSBT CDS Document. Such a verified copy of original CCSBT CDS document must be attached to the Re-export/Export after landing of Domestic Product (RE) Form. When SBT is Exported, all verified copies of concerned forms must be attached.

## みなみまぐろ再輸出証明書記入要領

- この様式は、すべてのみなみまぐろの再輸出及び事前に国産品として水揚げしたすべてのみなみまぐろの輸出に添付しなければならない。またその写しは発行国又は地域に提出しなければならない。  
以下の事項ごとに1つの再輸出証明書様式が発行される。
  - 事前に国産品として水揚げされ、その後輸出されるみなみまぐろにかかるすべての漁獲証明書様式、又は
  - 輸入され、その後輸出される積荷(事前にこれに関連付けられた再輸出証明書様式及び漁獲証明書様式の写しを伴う)にかかる全ての再輸出証明書様式
- 輸出するみなみまぐろについて、関連する漁獲証明書の写し、及び事前に発行された再輸出証明書の写しをこの様式に添付しなければならない。
- この様式は、輸出のみを目的として水揚げするみなみまぐろの最初の輸出の際は使用しない。そのような場合には、漁獲証明書のみを作成し、製品に添付しなければならない。
- 様式の記入にCCSBT 公用語(英語及び日本語)以外の言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。
- 再輸出証明書は、(1) 輸出及び(2) 輸入の2部からなる。
- この様式において「輸出」とは、輸出及び再輸出の両方を含む。

## 記 入 要 領

再輸出又は国産品水揚げ後の輸出：

再輸出又は国産品水揚げ後の輸出のいずれかの口にチェックを記入すること。

文書番号：

この様式の起点となる国又は地域により割当てられた固有の文書番号を記入

積荷の全量又は積荷の一部：

積荷の全量又は積荷の一部のいずれかの口にチェックすること。積荷の全量とは、先行する漁獲証明書等(輸出するみなみまぐろに関連する漁獲証明書又は再輸出証明書をいう。本記入要領において同じ。)に記載されたみなみまぐろを全量輸出する場合をいう。

先行する文書の様式番号：

先行する漁獲証明書等の固有文書番号を記入

### 1 輸出の部

- ①輸出国：輸出する国又は地域を記入
- ②輸出地点：輸出地点の市、州又は県及び国又は地域を記入
- ③加工施設の名称：加工施設の正式名称を記入(先行する漁獲証明書等の後に更に加工が施された場合のみ記入)
- ④加工施設の住所：加工施設の所在地を記入(先行する漁獲証明書等の後に更に加工が施された場合のみ記入)
- ⑤漁獲標識様式番号：この様式に関係のあるすべての漁獲標識様式番号を記入。これは先行する漁獲証明書等に記録されている漁獲標識様式の一部である。これには、この様式に記載して輸出するすべての丸の状態(丸、えらはら抜き、ドレス等)のみみなみまぐろの漁獲標識様式を含まなければならない。丸の状態のみみなみまぐろの輸出がない場合には空欄のままで構わない。

#### (1) 先行する漁獲証明書等に記載されている魚の詳細欄

(注) 1つの製品形態、かつ、1つのタイプを1行に記入すること。

- ①船籍国：最初に漁獲又は収獲した船籍の置かれる国又は地域を記入
- ②輸入/水揚げ年月日：先行する漁獲証明書等に記載された輸入又は水揚げ年月日を記入
- ③製品：製品の形態について、生鮮(F)又は冷凍(FR)のいずれかを記入
- ④タイプ：製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。「その他」の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。

[コード	名称	詳細]
RD	丸	加工処理なしのみなみまぐろ
GG0	えらはら抜き - 尾付き	鰓及び内蔵を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内蔵及び尾を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス - 尾付き	鰓、内蔵、鰓蓋(鰓板)及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス - 尾なし	鰓、内蔵、鰓蓋(鰓板)、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は

FL ファイル DRT を更に加工処理し、胴体をファイル状にカットしたもの。

OT その他 上記以外のもの。

⑤重量：魚の重量をキログラム単位で記入

⑥総尾数：丸の状態の魚の尾数を記入（RD、GGO、GGT、DRO、DRTの場合も同様）。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鱭、鰓蓋（鰓板）及び尾を除去したもの、並びに頭部又は頭部の一部を除去したのも、丸の状態のものとする。フィレやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。

⑦その他：製品のタイプを具体的に記入

## (2) 輸出する魚の詳細欄

(注) 1つの製品形態、かつ、1つのタイプを1行に記入すること。

①製品：輸出する製品の形態について、生鮮（F）又は冷凍（FR）のいずれかを記入

②タイプ：製品タイプが最も近いものを上記「タイプ」のリストから選び、そのコードを記入。「その他」の場合、製品タイプ及び変換係数を記入。

③重量：輸出する魚の重量をキログラム単位で記入

④総尾数：丸の状態の魚の尾数を記入（RD、GGO、GGT、DRO、DRTの場合も同様）。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鱭、鰓蓋（鰓板）及び尾を除去したもの並びに頭部又は頭部の一部を除去したのも、丸の状態のものとする。フィレやロインのように加工処理をしたものは丸の状態とは見なさない。

⑤その他：製品のタイプを具体的に記入

⑥仕向地：みなみまぐろの輸出先国又は地域を記入

## (3) 証明及び確認欄

①輸出者による証明：輸出者（注1）は、輸出貨物に関連して提供された情報（すなわち様式が輸出品を正しく記録していること）を証明するために、名前、日付及び輸出業者許可番号又は輸出会社名を記入し、署名しなければならない。輸出業者許可番号や輸出会社名を有しない輸出者は、個人名を記入する。

②当局による確認：政府職員（注2）の名前、肩書き及び日付を記入し、当該職員が署名した上で公印を押印

## 2 輸入の部

### (1) 最終輸入地点欄

輸入地点の市、州又は県及び国又は地域を記入

### (2) 証明欄

輸入者による証明：輸入者は、名前、住所及びみなみまぐろを輸入した年月日を記入し、署名しなければならない。生鮮及び冷蔵の製品については、輸入者の署名は、正式に署名の委任を受けた通関業者によるもので代えることができる。

(注1) 「輸出者」による証明は、輸出会社の代表としてその証明を行うことを当該会社が承認した適切な権限を有する者が行わなければならない。ただし、当該輸出を確認する権限を有する者同一の者であってはならない。

(注2) 政府職員は、再輸出証明書に記載されているみなみまぐろを輸出する国又は地域の権限ある当局の職員又は当局によって委任された者でなければならない。委任を行うみなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の加盟国、協力的非加盟国又は漁獲証明制度に協力するその他の国若しくは地域は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない



[別添様式7]

<b>DOCUMENT NUMBER</b>	<b>BIGEYE TUNA STATISTICAL DOCUMENT</b>			
<b>EXPORT SECTION</b>				
<b>1.FLAG COUNTRY/ENTITY/FISHING ENTITY</b>				
<b>2.DESCRPTION OF VESSEL (if applicable)</b>				
Vessel Name	Registration Number	LOA(m)	RFMO Record No. (if applicable)	
<b>3.TRAPS (if applicable )</b>				
<b>4.POINT OF EXPORT</b>				
City	State / Province	Country / Entity / Fishing Entity		
<b>5.AREA OF CATCH (check one of the following)</b>				
(a) <input type="checkbox"/> Atlantic      (b) <input type="checkbox"/> East Pacific (East of 150 deg. of west longitude)      (c) <input type="checkbox"/> Rest of Pacific      (d) <input type="checkbox"/> Indian				
* If (c) is checked, items 6 and 7 below do not need to be completed.				
<b>6.DESCRPTION OF FISH</b>				
Product Type *1		Time of Harvest	Gear Code *2	Net Weight
F/FR	RD/GG/DR/FL/OT	(mm / yy)		(Kg)
*1 F=Fresh, FR=Frozen, RD=Round, GG=Gilled and Guttred, DR=Dressed, FL=Fillet OT=Others (Describe the type:_____)				
*2 When the Gear Code is OT, describe the type of gear,_____				
<b>7.EXPORTER CERTIFICATION</b> I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Name	Company name	Address	Signature	Date License Number (if applicable)
<b>8.GOVERNMENT VALIDATION</b> I validate that information listed above is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Total weight of the shipment	_____ Kg			
Name & Title	Signature	Date	Government Seal	
<b>IMPORT SECTION</b>				
<b>9.IMPORTER CERTIFICATION</b> I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
Final Point of Import				
City	State/Province	Country / Entity / Fishing Entity	_____	

NOTE: If a language other than English is used in completing this form, please add the English translation on this document.

## めばちまぐろ統計証明書記入要領

2001年のICCAT勧告、インド洋まぐろ類委員会(IOTC)決議及び2003年の全米熱帯まぐろ委員会(IATTC)決議に従い、我が国に輸入される冷凍のめばちまぐろには、めばちまぐろ統計証明書の添付が義務づけられ、めばちまぐろを輸出入しようとするめばちまぐろ取扱業者は、統計証明書の該当箇所を記入することが求められます。完全に記載され、かつ、有効な統計証明書が添付されためばちまぐろのみが我が国への輸入を認められます。適切でない統計証明書が添付された貨物は、ICCAT、IOTC又はIATTCのめばちまぐろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な統計証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、統計証明書の紛失、不完全な記載、無効な統計証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領に従ってめばちまぐろ統計証明書の輸出業者、輸入業者、政府確認の欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、統計証明書に英訳を記入してください。

注：めばちまぐろが経由国等を経由することなく我が国に直接輸出される場合、貨物のすべてのめばちまぐろを1枚の統計証明書に記載できますが、経由国等を経由して輸出される場合は、あらかじめ最終目的地別に統計証明書を作成するか、経由国等でのいかなる分割にも対応できるよう貨物1荷口につき1枚の統計証明書を用意してください。めばちまぐろの魚肉以外の部分、即ち、頭、目、卵、内蔵、尾の輸入は、統計証明書がなくても認められます。

### 記 入 要 領

文書番号：

この欄は、統計証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたもの。

(1) 旗国又は地域

貨物のめばちまぐろを漁獲した船舶が属し、かつ、統計証明書を発給した国又は地域名を記入すること。ICCAT勧告、IOTC決議又はIATTC決議によると、貨物のめばちまぐろを漁獲した船舶の旗国等のみがこの統計証明書を発給できる。ただし、漁獲した船舶がチャーターされたものである場合には、当該貨物の輸出国又は地域がこの統計証明書を発給することができる。

(2) 漁船に関する記述(該当する場合)

貨物のめばちまぐろを漁獲した船舶の名前、登録番号、全長及び地域漁業管理機関の登録番号を記入すること。

(3) 定置網(該当する場合)

貨物のめばちまぐろを漁獲した定置網の名前を記入すること。

(4) 積み出し地

貨物のめばちまぐろを積み出した場所の国・地域名、州・県名、市町村名を記入すること。

(5) 漁獲海域

貨物のめばちまぐろが漁獲された海域を4つ(大西洋、東太平洋(西経150度以東)、その他の太平洋、インド洋)の中から選び、□にチェックすること。ただし、漁獲海域がその他の太平洋の場合は、6及び7の欄に記入する必要はない。

(6) 魚に関する記述

輸出業者は、輸出される貨物のめばちまぐろについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。

注：1行に1製品形態を記入すること。

① 製品形態

貨物の製品形態を生鮮(F)、冷凍(FR)別に、丸(RD)、えらばら抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)、その他(OT)に区分すること。「その他(OT)」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

② 漁獲時期

貨物のめばちまぐろを漁獲した時期(年月)を記入すること。

③ 漁具コード

めばちまぐろの漁獲に使用した漁具を以下のコードにより記入すること。「その他の漁法」の場合は、漁具の種類を具体的に記入すること。蓄養の場合は「蓄養」と記入すること。

④ 製品純重量

製品純重量をキログラムで記入すること。

(7) 輸出業者証明

貨物のめばちまぐろを輸出する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸出した日付及び輸出業者許可番号(許可番号がある場合のみ)を記入すること。

(8) 政府確認

この統計証明書に署名する政府職員の氏名及び役職名を記入すること。当該職員は、この統計証明書に記載されているめ

ばちまぐろを漁獲した船舶の旗国若しくは地域の政府の権限ある当局の職員又は旗国若しくは地域によって権限を委譲された者若しくは機関でなければならない。

適当と判断される場合には、政府確認は、政府機関により発行された確認書に代えることができる。漁獲した船舶がチャーターされたものであって適当と認められる場合には、輸出国政府の職員又は輸出国によって権限を委譲された者若しくは機関により発行された証明書に代えることができる。貨物の総重量についても明記されなければならない。

(9) 輸入業者証明

めばちまぐろを輸入する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸入した日付、輸入業者許可番号（許可番号がある場合のみ）及び最終輸入地を記入すること。経由国等の輸入業者は経由国等の欄に記入すること。

漁具コード

- BB 餌釣り船
- GILL 刺網
- HAND 手釣
- HARP 鈎
- LL 延縄
- MWT 中層トロール
- PS 旋網
- RR リール付竿釣
- SPHL スポーツ手釣
- SPOR その他スポーツフィッシング
- SURF その他表層フィッシング
- TL かかり釣
- TRAP 定置網 T
- ROL 流し釣 UN
- CL 不特定の漁法
- OT その他の漁法：漁具の種類を具体的に記入すること

[別添様式8]

<b>DOCUMENT NUMBER</b>	<b>BIGEYE TUNARE-EXPORT CERTIFICATE</b>			
<b>RE-EXPORT SECTION</b>				
<b>1.RE-EXPORTING COUNTRY / ENTITY / FISHING ENTITY</b>				
<b>2.POINT OF RE-EXPORT</b>				
City _____	State/Province _____	Country/Entity/Fishing Entity _____		
<b>3.DESRIPTION OF IMPORTED FISH</b>				
F/FR	Product Type(*) RD/GG/DR/FL/OT	Net Weight (Kg)	Flag Country /Entity/Fishing Entity	Date of Import
<b>4.DESRIPTION OF FISH FOR RE-EXPORT</b>				
F/FR	Product Type(*) RD/GG/DR/FL/OT	Net Weight (Kg)		
* F=Fresh, FR=Frozen, RD=Round, GG=Gilled and Gutted, DR=Dressed, FL=Fillet OT=Other(Describe the type of product _____)				
<b>5.RE-EXPORTER CERTIFICATION</b> I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Name/Company Name _____	Address _____	Signature _____	Date _____	License Number (if applicable) _____
<b>6.GOVERNMENT VALIDATION</b> I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Name & Title _____	Signature _____	Date _____	Government Seal _____	
<b>IMPORT SECTION</b>				
<b>7.IMPORTER CERTIFICATION</b> I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)				
Name _____	Address _____	Signature _____	Date _____	License # (if applicable) _____
Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)				
Name _____	Address _____	Signature _____	Date _____	License # (if applicable) _____
Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)				
Name _____	Address _____	Signature _____	Date _____	License # (if applicable) _____
Final Point of Import				
City _____ State/Province _____ Country / Entity / Fishing Entity _____				

NOTE: If a language other than English is used in completing this form, please add the English translation on this document.

## めばちまぐろ再輸出証明書記入要領

2001年のICCAT勧告、IOTC決議及び2003年のIATTC決議に従い、再輸出（めばちまぐろを漁獲した漁船の旗国等からの輸出後に、国又は地域（保税地域を除く。）を経由することをいう。）されためばちまぐろを我が国に輸入するめばちまぐろ取扱業者は、めばちまぐろを漁獲した漁船の旗国等からの輸出後に経由国等が存在する場合には、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関（例えば商工会議所）により確認されためばちまぐろ再輸出証明書（本記入要領において「再輸出証明書」という。）の提出が求められます。なお、当該再輸出証明書には、当該貨物のめばちまぐろが最終経由国等に輸入された際に添付されていためばちまぐろ統計証明書（本記入要領において「統計証明書」という。）の写しで、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関により確認されたものの添付が必要とされています。また、複数の経由国等が存在する場合（欧州共同体を構成する国から輸出され他の欧州共同体を構成する国に輸入された場合を除く。）には、最終経由国等以外の経由国等（本記入要領において「中間経由国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した機関によって確認された再輸出証明書の写しで、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関により確認されたものについても添付が必要とされています。完全に記載され、かつ、有効な再輸出証明書が添付されためばちまぐろのみが我が国への輸入を認められます。適切でない再輸出証明書が添付された貨物は、ICCAT、IOTC又はIATTCのめばちまぐろ保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な再輸出証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、再輸出証明書の紛失、統計証明書の写しの紛失、不完全な記載、無効な再輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領に従って再輸出証明書の輸出業者、輸入業者、政府確認等の欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、再輸出証明書に英訳を記入してください。

注：めばちまぐろが中間経由国等を経由することなく我が国に直接輸出される場合、貨物のすべてのめばちまぐろを1枚の再輸出証明書に記載できますが、中間経由国等を経由して輸出される場合は、あらかじめ最終目的地別に再輸出証明書を作成するか、経由国等でのいかなる分割にも対応できるよう貨物1荷口につき1枚の再輸出証明書を用意してください。めばちまぐろの魚肉以外の部分、即ち、頭、目、卵、内臓及び尾の輸入は、再輸出証明書がなくても認められます。

## 記 入 要 領

文書番号：

この欄は、再輸出証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたもの。

### (1) 再輸出国又は地域

貨物のめばちまぐろを再輸出し、かつ、再輸出証明書を発給した国又は地域名を記入すること。ICCAT勧告、IOTC決議又はIATTC決議によると、貨物のめばちまぐろを再輸出した国又は地域がこの再輸出証明書を発給できる。

### (2) 再積み出し地

再輸出のためにめばちまぐろを積み出した場所の国・地域名、州・県名、市町村名を記入すること。

### (3) 輸入された魚に関する記述

再輸出業者は、輸入された貨物のめばちまぐろについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。

注：1行に1製品形態を記入すること。

#### ① 製品形態

貨物の製品形態を生鮮(F)、冷凍(FR)別に、丸(RD)、えらばら抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)、その他(OT)に区分すること。「その他(OT)」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### ② 製品純重量

製品純重量をキログラムで記入すること。

#### ③ 旗国又は地域

統計証明書を発給した国又は地域名を記入すること。

#### ④ 輸入日

再輸出する国又は地域に輸入された日付を記入すること。

### (4) 再輸出される魚に関する記述

再輸出業者は、再輸出される貨物のめばちまぐろについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。

注：1行に1製品形態を記入すること。

#### 製品形態

貨物の製品形態を生鮮(F)、冷凍(FR)別に、丸(RD)、えらばら抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)、その他(OT)に区分すること。「その他(OT)」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### 製品純重量

製品純重量をキログラムで記入すること。

(5) 再輸出業者証明

貨物のめばちまぐろを再輸出する個人又は会社は、名前、住所、署名、再輸出した日付及び再輸出業者許可番号（許可番号がある場合のみ）を記入すること。

(6) 政府確認

この再輸出証明書に署名する政府職員の氏名及び役職名を記入すること。当該職員は、この再輸出証明書に記載されているめばちまぐろを再輸出する国若しくは地域の政府の権限ある当局の職員又は政府の権限ある当局によりその権限を委譲された者若しくは機関でなければならない。

(7) 輸入業者証明

再輸出されためばちまぐろを輸入する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸入した日付、輸入業者許可番号（許可番号がある場合のみ）及び最終輸入地を記入すること。経由国等の輸入業者は経由国等の欄に記入すること。

<b>DOCUMENT NUMBER</b>	<b>ICCAT SWORDFISH STATISTICAL DOCUMENT</b>			
<b>EXPORT SECTION</b>				
<b>1. FLAG COUNTRY/ENTITY/FISHING ENTITY</b>				
<b>2. DESCRIPTION OF VESSEL (if applicable)</b>				
Vessel Name	Registration Number	LOA(m)	ICCAT Record No,(if applicable)	
<b>3. POINT OF EXPORT</b>				
City	State / Province	Country / Entity / Fishing Entity		
<b>4. AREA OF CATCH (check one of the following)</b>				
(a) <input type="checkbox"/> North Atlantic (b) <input type="checkbox"/> South Atlantic (c) <input type="checkbox"/> Mediterranean (d) <input type="checkbox"/> Pacific (e) <input type="checkbox"/> Indian				
If(d) or (e) is checked, items 4 and 5 below need not be completed.				
<b>5. DESCRIPTION OF FISH</b>				
F / FR	Product Type <sup>a</sup> RD/GG/DR/FL/ST/OT	Time of Harvest ( mm / yy )	Gear Code <sup>b</sup>	Net Weight (Kg)
<sup>a</sup> F=Fresh, FR=Frozen, RD=Round, GG=Gilled and Gutted, DR=Dressed, FL= Fillet, ST=Steak, OT= Others (Describe the type of product.) <sup>B</sup> When the Gear Code is OT, describe the type of gear: _____				
<b>6. EXPORTER CERTIFICATION</b> For export to countries/entities/fishing entities that have adopted the ICCAT alternative minimum size for swordfish, the exporter must certify that the above listed Atlantic swordfish are greater than 15kg (33 lb.) or if pieces, the pieces were derived from a swordfish weighing > 15 kg. I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Name / Company Name		Address	Signature	Date License # (if applicable)
<b>7. GOVERNMENT VALIDATION</b> I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Name & Title		Signature	Date	Net Weight(kg) Government Seal
<b>IMPORT SECTION</b>				
<b>8. IMPORTER CERTIFICATION</b> I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Final Point of Import</b>				
City: _____ State/Province: _____ Country/Entity/Fishing Entity: _____				

NOTE: If a language other than English is used in completing this form, please add the English translation on this document or on a separate paper.

## めかじき統計証明書記入要領

2001年のICCAT勧告に従い、我が国に輸入されるめかじきには、2003年1月1日からめかじき統計証明書（SWD）の添付が義務づけられ、めかじきを輸出入しようとする取扱業者には、統計証明書の該当箇所を記入することが求められます。完全に記載され、かつ、有効な統計証明書が添付されためかじきのみが我が国への輸入を認められます。適切でない統計証明書が添付された貨物は、ICCATのめかじき保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な統計証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、統計証明書の紛失、不完全な記載、無効な統計証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領に従ってめかじき統計証明書の輸出業者、輸入業者、政府確認の欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、統計証明書に英訳を記入するか英訳文書を添付してください。

注：めかじきが経由国等を経由することなく我が国に直接輸出される場合、貨物のすべてのめかじきを1枚の統計証明書に記載できますが、経由国等を経由して輸出される場合は、あらかじめ最終目的地別に統計証明書を作成するか、経由国等でのいかなる分割にも対応できるよう貨物1荷口につき1枚の統計証明書を用意してください。めかじきの魚肉以外の部分、即ち、頭、目、卵、内臓、尾の輸入は、統計証明書がなくても認められます。

### 記 入 要 領

文書番号：

この欄は、統計証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたもの。

#### (1) 旗国又は地域

貨物のめかじきを漁獲した船舶が属し、かつ、統計証明書を発給した国又は地域名を記入すること。ICCAT勧告によると、貨物のめかじきを漁獲した船舶の旗国等のみがこの統計証明書を発給できる。ただし、漁獲した船舶がチャーターされたものである場合には、当該貨物の輸出国又は地域がこの統計証明書を発給することができる。

#### (2) 漁船に関する記述（該当する場合）

貨物のめかじきを漁獲した船舶の名前、登録番号、全長及びICCAT登録番号を記入すること。

#### (3) 積み出し地

貨物のめかじきを積み出した場所の国・地域名、州・県名、市町村名を記入すること。

#### (4) 漁獲海域

貨物のめかじきが漁獲された海域を5つ（北大西洋、南大西洋、地中海、太平洋、インド洋）の中から選び、□にチェックすること。ただし、漁獲海域が太平洋又はインド洋の場合は、5及び6の欄に記入する必要はない。

#### (5) 魚に関する記述

輸出業者は、輸出される貨物のめかじきについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。注：1行に1製品形態を記入すること。

##### ① 製品形態：

貨物の製品形態を生鮮（F）、冷凍（FR）別に、丸（RD）、えらばら抜き（GG）、ドレス（DR）、フィレ（FL）、ステーキ（ST）、その他（OT）に区分すること。「その他（OT）」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

##### ② 漁獲時期：

貨物のめかじきを漁獲した時期（年月）を記入すること。

##### ③ 漁具コード：

めかじきの漁獲に使用した漁具を以下のコードにより記入すること。「その他の漁法」の場合は、漁具の種類を具体的に記入すること。

##### ④ 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入すること。

#### (6) 輸出業者証明

貨物のめかじきを輸出する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸出した日付及び輸出業者許可番号（許可番号がある場合のみ）を記入すること。

ICCATの定めるめかじきの最小サイズを採用している国に輸出する場合は、輸出業者は、この統計証明書に記載されている大西洋めかじきが15キログラムよりも大きいものであることを証明しなければならない。もし、その製品形態が「丸（RD）」以外である場合には、その製品が15キログラムより大きいめかじきのものであることを証明すること。

#### (7) 政府確認

この統計証明書に署名する政府職員の氏名及び役職名を記入すること。当該職員は、この統計証明書に記載されているめかじきを漁獲した船舶の旗国若しくは地域の政府の権限ある当局の職員又は旗国若しくは地域によって権限を委譲された者

若しくは機関でなければならない。ただし、漁獲した船舶がチャーターされたものである場合には、輸出国政府の職員又は輸出国によって権限を委譲された者若しくは機関が記入すること。

貨物の総重量についても、キログラムで明記されなければならない。

(8) 輸入業者証明

めかじきを輸入する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸入した日付、輸入業者許可番号（許可番号がある場合のみ）及び最終輸入地を記入すること。経由国等の輸入業者は経由国等の欄に記入すること。

漁具コード

BB	餌釣り船
GILL	刺網
HAND	手釣
HARP	鉞
LL	延縄
MWT	中層トロール
PS	旋網
RR	リール付竿釣
SPHL	スポーツ手釣
SPOR	その他スポーツフィッシング
SURF	その他表層フィッシング
TL	かかり釣
TRAP	定置網 T
ROL	流し釣 UN
CL	不特定の漁法
OT	その他の漁法：漁具の種類を具体的に記入すること

[別添様式10]

<b>DOCUMENT NUMBER</b>	<b>ICCAT SWORDFISH RE-EXPORT CERTIFICATE</b>			
<b>RE-EXPORT SECTION</b>				
<b>1. RE-EXPORTING COUNTRY/ ENTITY/ FISHING ENTITY</b>				
<b>2. POINT OF RE-EXPORT</b>				
City	State / Province	Country / Entity / Fishing Entity		
<b>3. DESCRIPTION OF IMPORTED FISH</b>				
Product Type (*) F / FR	RD/GG/DR/FL/ST/OT	Net Weight (kg)	Flag country/ Entity / Fishing Entity	Date of Import
<b>4. DESCRIPTION OF FISH FOR RE-EXPORT</b>				
Product Type (*) F / FR	RD/GG/DR/FL/ST/OT	Net Weight (kg)		
* F = Fresh, FR = Frozen, RD = Round, GG = Gilled and Gutted, DR = Dressed, FL = Fillet, ST = Steak, OT = Other (Describe the type of product.)				
<b>5. RE-EXPORTER CERTIFICATION</b> For export to countries/entities/fishing entities that have adopted the ICCAT alternative minimum size for swordfish, the exporter must certify that the listed Atlantic swordfish are greater than 15kg (33 lb.) or if pieces, the pieces were derived from a swordfish weighing > 15 kg.				
I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Name / Company Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>6. GOVERNMENT VALIDATION</b> I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
Name & Title	Organization	Signature	Date	Government Seal
<b>IMPORT SECTION</b>				
<b>7. IMPORTER CERTIFICATION</b> I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.				
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Importer Certification (Intermediate Country / Entity / Fishing Entity)</b>				
Name	Address	Signature	Date	License # (if applicable)
<b>Final Point of Import</b>				
City: _____ State/Province: _____ Country/Entity/Fishing Entity: _____				

NOTE: If a language other than English is used in completing this form, please add the English translation on this document.

## めかじき再輸出証明書記入要領

2001年のICCAT勧告に従い、再輸出（めかじきを漁獲した漁船の旗国等からの輸出後に、国又は地域（保税地域を除く。）を経由することをいう。）されためかじきを我が国に輸入するめかじき取扱業者は、めかじきを漁獲した漁船の旗国等からの輸出後に経由国等が存在する場合には、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関（例えば商工会議所）により確認されためかじき再輸出証明書（本記入要領において「再輸出証明書」という。）の提出が求められます。なお、当該再輸出証明書には、当該貨物のめかじきが最終経由国等に輸入された際に添付されていためかじき統計証明書（本記入要領において「統計証明書」という。）の写しで、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関により確認されたものの添付が必要とされています。また、複数の経由国等が存在する場合（欧州共同体を構成する国から輸出され、他の欧州共同体を構成する国に輸入された場合を除く。）には、最終経由国等以外の経由国等（本記入要領において「中間経由国等」という。）の政府職員又は政府が権限を委譲した機関によって確認された再輸出証明書の写しで、最終経由国等の政府職員又は政府が権限を委譲した機関により確認されたものについても添付が必要とされています。完全に記載され、かつ、有効な再輸出証明書が添付されためかじきのみが我が国への輸入を認められます。適切でない再輸出証明書が添付された貨物は、ICCATのめかじき保存努力に反した非合法的な貨物と見なされ、適切な再輸出証明書が提出されるまでの間通関は停止となります。適切でないとは、再輸出証明書の紛失、統計証明書の写しの紛失、不完全な記載、無効な再輸出証明書あるいは不正申告をいいます。

この記入要領に従って再輸出証明書の輸出業者、輸入業者、政府確認等の欄の記入を行ってください。英語以外の言語で記入する場合は、再輸出証明書に英訳を記入してください。

注：めかじきが中間経由国等を経由することなく我が国に直接輸出される場合、貨物のすべてのめかじきを1枚の再輸出証明書に記載できますが、中間経由国等を経由して輸出される場合は、あらかじめ最終目的地別に再輸出証明書を作成するか、経由国等でのいかなる分割にも対応できるよう貨物1荷口につき1枚の再輸出証明書を用意してください。めかじきの魚肉以外の部分、即ち、頭、目、卵、内臓及び尾の輸入は、再輸出証明書がなくても認められます。

## 記 入 要 領

文書番号：

この欄は、再輸出証明書を発行する国又は地域が、国又は地域別コード付きの番号を付すために設けられたもの。

### (1) 再輸出国又は地域

貨物のめかじきを再輸出し、かつ、再輸出証明書を発給した国又は地域名を記入すること。ICCAT勧告によると、貨物のめかじきを再輸出した国又は地域がこの再輸出証明書を発給できる。

### (2) 再積み出し地

再輸出のためにめかじきを積み出した場所の国・地域名、州・県名、市町村名を記入すること。

### (3) 輸入された魚に関する記述

再輸出業者は、輸入された貨物のめかじきについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。注：1行に1製品形態を記入すること。

#### ① 製品形態：

貨物の製品形態を生鮮(F)、冷凍(FR)別に、丸(RD)、えらばら抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)、ステーキ(ST)、その他(OT)に区分すること。「その他(OT)」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入すること。

#### ③ 旗国又は地域：

統計証明書を発給した国又は地域名を記入すること。

#### ④ 輸入日：

再輸出する国又は地域に輸入された日付を記入すること。

### (4) 再輸出される魚に関する記述

再輸出業者は、再輸出される貨物のめかじきについて、以下の情報を可能な限り正確に提供しなければならない。注：1行に1製品形態を記入すること。

#### ① 製品形態：

貨物の製品形態を生鮮(F)、冷凍(FR)別に、丸(RD)、えらばら抜き(GG)、ドレス(DR)、フィレ(FL)、ステーキ(ST)、その他(OT)に区分すること。「その他(OT)」の場合は、製品形態を具体的に記入すること。

#### ② 製品純重量：

製品純重量をキログラムで記入すること。

(5) 再輸出業者証明

貨物のめかじきを再輸出する個人又は会社は、名前、住所、署名、再輸出した日付及び再輸出業者許可番号（許可番号がある場合のみ）を記入すること。

(6) 政府確認

この再輸出証明書に署名する政府職員の氏名及び役職名を記入すること。当該職員は、この再輸出証明書に記載されているめかじきを再輸出する国若しくは地域の政府の権限ある当局の職員又は政府の権限ある当局によりその権限を委譲された者若しくは機関でなければならない。

(7) 輸入業者証明

再輸出されためかじきを輸入する個人又は会社は、名前、住所、署名、輸入した日付、輸入業者許可番号（許可番号がある場合のみ）及び最終輸入地を記入すること。経由国等の輸入業者は経由国等の欄に記入すること。

## 別記1-1（7関係） くろまぐろの輸出

### 1 次のいずれかの漁獲証明書案

#### （1）大西洋において漁獲されたくろまぐろ 別添様式2

（I C C A Tの勧告に基づき漁業者が作成し、水産庁資源管理部管理調整課（この要綱において「管理調整課」という。）が確認した漁獲証明書に基づくものであること。）

#### （2）大西洋以外の海域において漁獲されたくろまぐろ 別添様式3

### 2 大西洋以外の海域において漁獲されたくろまぐろのときは、1（2）のほか、次の書類

#### （1）起源が確認できる次のいずれかの書類

① 漁獲によるときは、申請に係るくろまぐろの数量、漁法、漁獲海域、漁獲時期、漁船名及び漁船登録番号（定置漁業により漁獲された場合は当該定置漁業の免許番号）並びに船長又は船主の名称（定置漁業により漁獲された場合は、当該定置漁業の免許を受けている者の名称）が記載されている書類

② 養殖（天然の幼稚魚を育成したときのことをいう。）により生産されたときは、次に掲げる全ての書類

i）水揚げ報告書であって、生産者の名称、養殖場の所在する都道府県、漁業権者及びその免許番号が記載されているもの

ii）育成の対象となった幼稚魚の漁獲海域、漁法、漁獲時期、漁船名（漁業協同組合単位での船団操業の場合、代表的な一部の漁船名及び船団隻数等の記載に代えることができる。）、当該幼稚魚を漁獲した漁船の船長又は船主若しくは当該船主から当該幼稚魚を購入した者（本要綱において「船主等」という。）の名称が記載されている書類

③ 完全養殖（人工種苗を育成したときのことをいう。）により生産されたときは、次に掲げる全ての書類

i）水揚げ報告書であって、生産者の名称、養殖場の所在する都道府県、漁業権者及びその免許番号が記載されているもの

ii）人工種苗を育成した記録が確認できる書類

#### （2）漁獲に用いられた漁船等に関する操業許可等の実態が確認できる書類

（農林水産大臣による指定漁業又は特定大臣許可漁業にあっては当該許可証の写し、都道府県知事許可漁業にあっては当該許可証の写し、沿岸まぐろ漁業にあっては当該沿岸まぐろ漁業の承認証の写し、定置漁業にあっては当該定置漁業の免許証の写し、その他の漁法にあっては当該漁法について確認できる書類であること）

## 別記 1 - 2 (7 関係) くろまぐろの再輸出

### 1 くろまぐろ再輸出証明書案 別添様式 4

(別添様式 4 の記入欄が不足する場合は、くろまぐろ再輸出証明書案別紙 (別添様式 4 別紙) に適宜必要事項を記入して添付すること。)

### 2 1 のほか、申請に係るくろまぐろが我が国に輸入されたときに国の機関に提出された次のいずれかの書類

- (1) 税関へ提出されたものであって、「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」(平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号)の別紙様式1又は別紙様式2について、税関による確認を受けたものの写し
- (2) 管理調整課へ提出されたものであって、「冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入する場合の確認について」(平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号。本要綱において「まぐろ類に係る冷凍向け注意事項」という。)の別紙様式1、別紙様式2及び別紙様式3について、同課による確認を受けたものの写し

## 別記1－3（7関係） みなみまぐろの輸出

### 1 みなみまぐろ輸出証明書案 別添様式5

2 「遠洋及び近海かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の転載制限並びに遠洋かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の陸揚げ又は転載の届出に係る取扱要領」（平成24年7月26日付け24水管第1006号水産庁長官通知）の別紙5について、水産庁資源管理部清水漁港駐在官事務所（本要綱において「清水漁港駐在官事務所」という。）による確認を受け、かつ、当該陸揚げの際に買受者の証明を受けたものの写し

3 輸出するみなみまぐろの状態が以下のいずれかであるときは、1及び2のほか、みなみまぐろ漁獲標識番号一覧表 別添様式6

#### ① RD

（みなみまぐろに一切の加工がなされていない状態（ラウンド、丸）をいう。以下本要綱において同じ。）

#### ② GGO

（尾つきであり、みなみまぐろのえら及び内臓が取り除かれた状態（ジージーオー、尾つきえらはら抜き、セミドレス）をいう。以下本要綱において同じ。）

#### ③ GGT

（尾なしであり、みなみまぐろのえら、内臓及び尾が取り除かれた状態（ジージーティー、尾なしえらはら抜き）をいう。以下本要綱において同じ。）

#### ④ DRO

（尾つきであり、みなみまぐろのえら、内臓、えら蓋及び頭が取り除かれた状態（ディーアールオー、尾つきドレス）をいう。以下本要綱において同じ。）

#### ⑤ DRT

（尾なしであり、みなみまぐろのえら、内臓、えら蓋、頭及び尾が取り除かれた状態（ディーアールティー、尾なしドレス）をいう。以下本要綱において同じ。）

## 別記1-4（7関係） みなみまぐろの再輸出

### 1 みなみまぐろ再輸出証明書案 別添様式5

2 1のほか、申請に係るみなみまぐろが我が国に輸入されたときに国の機関に提出された次のいずれかの書類

(1) 税関へ提出されたものであって、「生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）の別紙様式1又は別紙様式2について、税関による確認を受けたものの写し

(2) 管理調整課へ提出されたものであって、「まぐろ類に係る冷凍向け注意事項」の別紙様式1、別紙様式4及び別紙様式5について、同課による確認を受けたものの写し

3 輸出するみなみまぐろの状態がRD、GGO、GGT、DRO又はDRTの場合は、1及び2のほか、みなみまぐろ漁獲標識番号一覧表 別添様式6

（みなみまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び蓄養場が設置された国又は地域の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関が確認した漁獲標識様式（CATCH TAGGING FORM）によって、再輸出するみなみまぐろに装着されている漁獲標識番号が確認できる場合にあつては、当該漁獲標識様式（CATCH TAGGING FORM）の写しをもって代えることができる。）

## 別記1－5（7関係） めばちまぐろの輸出及びめかじきの輸出

### 1 統計証明書案

- (1) めばちまぐろ 別添様式7
- (2) めかじき 別添様式9

### 2 漁獲起源が確認できる書類であって、申請に係るめばちまぐろ又はめかじきの数量、漁法、漁獲海域、漁獲時期、漁船名及び漁船登録番号（定置漁業により漁獲された場合は当該定置漁業の免許番号）並びに船長又は船主の名称（定置漁業により漁獲された場合は、当該定置漁業の免許を受けている者の名称）が記載されているもの

（なお、農林水産大臣による指定漁業、特定大臣許可漁業、都道府県知事許可漁業又は沿岸まぐろ漁業の場合は、この書類を漁獲成績報告書に代えることができる。）

### 3 漁獲に用いられた漁船等に関する操業許可等の実態が確認できる書類

（農林水産大臣による指定漁業又は特定大臣許可漁業にあつては当該許可証の写し、都道府県知事許可漁業にあつては当該許可証の写し、沿岸まぐろ漁業にあつては当該沿岸まぐろ漁業の承認証の写し、定置漁業にあつては当該定置漁業の免許証の写し、その他の漁法にあつては当該漁法について確認できる書類であること。）

別記 1－6（7 関係） めばちまぐろの再輸出及びめかじきの再輸出

1 再輸出証明書案

（1）めばちまぐろ 別添様式 8

（2）めかじき 別添様式 10

2 申請に係るめばちまぐろ又はめかじきが我が国に輸入された際に、管理調整課へ提出されたものであって、めばちまぐろについては、「まぐろ類に係る冷凍向け注意事項」の別紙様式 1、別紙様式 6 及び別紙様式 8、めかじきについては、「まぐろ類に係る冷凍向け注意事項」の別紙様式 1、別紙様式 7 及び別紙様式 9 について、管理調整課による確認を受けたものの写し

年 月 日

# 委 任 状

事業者名

所在地

代表者名

⑩

当社は、まぐろ類の輸出証明書発行のための申請手続きに係る権限を、下記の通り委任いたします。

本委任状の有効期限は 年 月 日から 年 月 日までの1年間とし、この委任期間内は本委任状の写しを以って代えることができるものとします。

## 記

(委任先)

事業者名：

所在地：

代表者名：

## 別記2（6関係） 確認基準

### 1 くろまぐろ

#### （1）輸出

##### ① 大西洋において漁獲されたくろまぐろの場合

7の添付書類により、くろまぐろ漁獲証明書案が管理調整課により確認されたものと同じであり、かつ、売買関係書類により、漁獲されたくろまぐろと輸出しようとするくろまぐろが同一のものであると確認されること。

##### ② 大西洋以外の海域において漁獲されたくろまぐろの場合

7の添付書類により、当該くろまぐろの起源が特定され、かつ、売買関係書類により、漁獲されたくろまぐろと輸出しようとするくろまぐろが同一のものであると確認されること。

漁船による漁獲にあつては、さらに、当該漁船の許可・承認について許可証等により確認されること。

##### ③ 大西洋以外の海域において養殖（天然の幼稚魚を育成したときのことをいう。）又は完全養殖（人工種苗を育成したときのことをいう。）されたくろまぐろの場合

7の添付書類により、当該くろまぐろの育成履歴が確認され、かつ、売買関係書類により、生産されたくろまぐろと輸出しようとするくろまぐろが同一のものであると確認されること。

#### （2）再輸出

7の添付書類により、申請に係るくろまぐろが、輸入の際に税関又は管理調整課において確認されたくろまぐろと同じであり、かつ、売買関係書類により、輸入されたくろまぐろと輸出しようとするくろまぐろが同一のものであると確認されること。

### 2 みなみまぐろ

#### （1）輸出

以下の全ての基準を満たすこと。

##### ① 7の添付書類により、申請に係るみなみまぐろが、我が国への陸揚げの際に清水漁港駐在官事務所において確認を受けたみなみまぐろと同じのものであると確認されること。

##### ② 売買関係書類により、漁獲されたみなみまぐろと輸出しようとするみなみまぐろが同一のものであると確認されること。

##### ③ 当該みなみまぐろの状態がRD、GGO、GGT、DRO又はDRTの場合にあつては、漁獲標識が装着されたものであること。

## (2) 再輸出

以下の全ての基準を満たすこと。

- ① 7の添付書類により、申請に係るみなみまぐろが、輸入の際に税関又は管理調整課において確認されたみなみまぐろと同一のものであると確認されること。
- ② 売買関係書類により、輸入されたみなみまぐろと輸出しようとするみなみまぐろが同一のものであると確認されること。
- ③ 当該みなみまぐろの状態がRD、GGO、GGT、DRO又はDRTの場合にあっては、漁獲標識が装着されたものであること。

## 3 めばちまぐろ及びめかじき

### (1) 輸出

以下の全ての基準を満たすこと。

- ① 7の添付書類により、申請に係るめばちまぐろ又はめかじきの起源が特定されること。
- ② 売買関係書類により、漁獲されためばちまぐろ又はめかじきと輸出しようとするめばちまぐろ又はめかじきが同一のものであると確認されること。
- ③ 漁船による漁獲にあっては、当該漁船の許可・承認について許可証等により確認されること。

### (2) 再輸出

7の添付書類により、申請に係るめばちまぐろ又はめかじきが、輸入の際に管理調整課において確認されためばちまぐろ又はめかじきと同一であり、かつ、売買関係書類により、輸入されためばちまぐろ又はめかじきと輸出しようとするめばちまぐろ又はめかじきが同一のものであると確認されること。